

『死亡時契約』の手続きについて

死亡時契約のお申込みから契約までの手続きは次の通りです。

手続きはすべて郵送で行わせていただきます。

1. 申込み

- 申込書（死亡時）に必要事項を記入・押印のうえ所属教会の教会長の押印をいただき、ご本人から佼成霊園宛に郵送してください。（記入例をご参照ください）

2. 申込み受付後の手続き……佼成霊園の手続き

- お申込みの内容に応じた『佼成霊園永代供養墓使用契約書』（2通）と『永代供養料払込用紙』をお送りいたします。

3. 契約の手続き……契約者様の手続き

- 『佼成霊園永代供養墓使用契約書』（2通）を確認の上、2通ともに署名（本名）し、実印を押印してください。
- 契約書1通だけに400円の収入印紙を貼付し、割印をしてください。（1通は佼成霊園で貼付します）
- 同封の払込用紙で永代供養料を払い込みください。
- 次の書類を霊園宛に返送してください

- ① 署名捺印済み契約書（2通：うち1通は収入印紙貼付）
- ② 登録者の『埋（火）葬許可証』の写し（1通）
- ③ 契約者と登録者の続柄を確認できる公的書類（戸籍謄本等）
- ④ 契約者印の『印鑑登録証明書』（1通）

4. 契約の完了

返送いただいた書類を確認し、永代供養料の入金が確認できた時点で契約の完了となります。佼成霊園より次の書類をお送りいたします。

- 佼成霊園管理者が押印した契約書（1通）
- 永代供養料領収証

5. ご遺骨のお預かりについて

- ご遺骨を持参される希望日時を電話で佼成霊園にお申込みください。
- お申込みいただいた日時にご遺骨とともに次の書類をお持ちください。

① 登録者の『埋（火）葬許可証』（原本）…**必須**

持参されない場合、ご遺骨はお預かりできません。

② 『佼成霊園永代供養墓使用契約書』（確認の為：確認後お返しします）

- ※ ご遺骨を持参された当日は書類の確認、ご遺骨のお預かりのみとなりますのでご了承ください。お預かりした翌月の10日に霊園主催で合同納骨式法要を行います。
- ※ ご希望の場合は、永代供養墓にお預かりしたことを証明する『永代供養の証』を合同納骨式終了後にお送りいたします。ご遺骨を持参された際にお申し出ください。